

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「迅速な意思決定」を基本方針に、合理的かつ迅速な業務執行を行うとともに、内部統制システム及びリスク管理体制を充実し、かつ法令遵守を徹底した透明性の高い経営を目指すことが重要と考えており、取締役会・監査役会等による経営の継続監視を実施しております。また、株主への利益還元を充実させるとともに、株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係を維持してゆくことが、企業の発展に繋がります。かつ上場会社としての使命であると考えております。

当社では、監査役による監査機能と取締役間の職務執行監視機能が十分に発揮され得ること等の理由から監査役設置会社の形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エフティコミュニケーションズ	27,778	48.46
有限会社エヌ・ジー・エス	3,742	6.53
永瀬 則幸	1,651	3.23
道下 寛一	950	1.66
森川 潤	815	1.42
長江 芳実	800	1.39
和田 成史	680	1.19
金 伸治	465	0.81
近藤 勤	315	0.55
高橋 信義	258	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無更新

株式会社エフティコミュニケーションズ(上場:大阪)(コード)2763

補足説明

当社の親会社は株式会社エフティコミュニケーションズで、同社は当社の株式27,778株(議決権比率51.0%)を保有いたしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新 大阪 JASDAQ

決算期 12月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

親会社と取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主である親会社との営業取引については、少数株主保護に関する指針に従い、市場実勢を勘案の上、一般的取引と同様の条件によっております。

当社の事業展開にあたっては、親会社からの事業上の制約はなく、また、親会社の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、当社の取締役会における経営判断のもと、独自の意思決定を行っております。また、取締役会の業務の執行を客観的かつ中立的な視点から監査するため社外監査役を含めた監査役が監査を実施しています。

当社取締役6名のうち4名、監査役3名のうち1名は親会社の役員ないし従業員という立場ではありますが、その就任は当社からの要請によるものであり、親会社との取引についても、当社もしくは少数株主に不利益となる取引等はなく、少数株主保護の体制が維持されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
畔柳 誠	他の会社の出身者	○					○	○	○	
重川 晴彦	他の会社の出身者	○					○	○	○	
小山 俊春	他の会社の出身者	○					○	○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
畔柳 誠		当社の親会社の代表取締役、当社の特定関係事業者の代表取締役及び取締役	親会社の立場から、企業経営に関する経験と高い見識を当社の経営に反映していただくことが当社経営に資するものとの判断から
重川 晴彦		当社の親会社の取締役、当社の特定関係事業者の代表取締役	親会社の立場から、企業経営に関する経験と高い見識を当社の経営に反映していただくことが当社経営に資するものとの判断から
小山 俊春		当社の親会社の執行役員、当社の特定関係事業者の代表取締役及び取締役	これまで培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に助言をいただくことで当社の経営体制がさらに強化できるとの判断から

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より監査体制・監査計画ならびに適宜監査結果の報告を受けるとともに、相互に情報・意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。さらに、年2回、三者報告会(会計監査人、監査役、内部監査人)を実施し、忌憚のない意見交換を行っております。

また、当社は、内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置し、1名の体制で独立した立場から各部門業務の適正性・効率性等について内部監査を行っております。監査役は、必要に応じ内部監査室の監査に立会い、内部監査人は監査役会に常時出席し、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努めております。なお、監査役と内部監査人は、相互補完を目的として、年間の監査計画、監査方針については年1回、また、監査役が内部監査室の内部監査に立会う場合にはその都度事前に監査方法、監査テーマ、重要課題等や監査の分担等について協議し、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査の充実に努めております。また、監査実施後には、内部監査人から内部監査報告書の記載内容の説明を受け、監査役監査における監査所見を述べ、相互に意見交換しコンセンサスをとっております。

会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、代表社員、業務執行社員川野佳範、山本公太であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他5名により構成されております。

平成22年1月1日から平成22年12月31日までに、当社が三優監査法人に公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)の対価として支払った報酬の額は、23,400千円であります。なお、この他の業務に基づく報酬はありません。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
櫻井 紀昌	税理士				○					○
山本 博之	他の会社の出身者	○								○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
櫻井 紀昌	○	独立役員	会社と利害関係のない独立した有識者(税理士)であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任しており、また、同様の理由により独立役員として指定しております
山本 博之		当社の親会社の執行役員	これまで培ってきた豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただけるとの判断から

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
-----------------------------------------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員のうち1名を独立役員として指定し、一般株主保護を強化しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
------------------------------------------------------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

市場環境、株価、業績等を勘案した結果、ストックオプションの発行を見合わせております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
--------------------------------------------------------------------	--

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#) 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

全取締役の総額及びその内数として社外取締役の総額を開示しております。また、監査役報酬につきましても、全監査役の総額及びその内数として社外監査役の総額を開示しております。
平成22年1月1日から平成22年12月31日までに、取締役に支払った報酬の額は、82,175千円(社外取締役に支払っていません。)であり、監査役に支払った報酬の額は、12,600千円(うち、社外監査役3,000千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#) なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役及び社外監査役をサポートする専従の担当セクションは設置していませんが、社外取締役は管理部が補佐する体制としており、社外監査役を含めた監査役会全般については、内部監査部門である内部監査室がサポートしております。社外監査役は定期的に開催する監査役会、原則各々年2回開催する取締役との業務ヒアリングに常時出席し、他の監査役と情報を共有するとともに、監査環境の整備や取締役との意思疎通に努めております。また、定例取締役会の開催に際し、社外取締役、社外監査役へ月次決算資料やその他経営資料を事前配布するなど、経営情報の伝達を迅速に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

各取締役は、それぞれ担当部門の責任者として業務執行を牽引・統括するとともに、他の取締役の職務執行の状況を相互に監視・監督しております。また、社外取締役を選任し、経営監視機能を強化しております。
各監査役は、それぞれ財務・会計に関する相当程度の知見を有する者であるとともに、内部監査部門と相互補完を目的として連携し、監査業務の充実を図っております。また、会社と利害関係のない独立した有識者を社外監査役として選任し、監督機能を強化しております。
取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が業績等を勘案して決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

具体的な業務執行体制は以下のとおりです。

〔取締役会〕

取締役会は、原則月1回の定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

〔監査役会〕

監査役は、監査役会で定めた監査方針・業務分担に従い、会計監査・業務監査を実施しております。監査役会は、原則月1回開催し、さらに、監査役は、取締役会に常時出席するとともに、取締役等からの業務報告、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役の業務執行について監視しております。

〔経営戦略会議〕

経営戦略会議は、業務を執行する取締役等で構成されており、原則月2回開催しております。業務執行状況の報告及び取締役会に付議する事項を含む重要案件について審議決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、小規模な企業体であり、かつ監査役による監査機能と取締役間の職務執行監視機能が十分に発揮できていることから、執行役員制度の導入や監督機能を強化する組織の設置はしておらず、現状の監査役設置会社の体制を選択しております。また、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため、社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算情報やその他各種適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、財務・業績ハイライト、経営方針などのIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部がIRを担当しており、代表取締役社長がIR担当役員であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針)】

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
(2)法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規定(「社内通報規定」)に従いその運用を行うものとする。
- 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる文書その他の情報については、社内規定(「文書管理規定」、「情報管理規定」)に従い適切に保存及び管理を行うものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)グループ全体の総合的なリスクを把握・認識し、適切なリスク対応を行うため「リスク管理規定」を定め、リスク管理体制を強化する。
(2)代表取締役を委員長とし、各部門の責任者で構成するリスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、リスクの未然防止策、リスク発生時の対応策を決定する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、毎月1回開催することとし、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督する。
(2)取締役の職務分担、業務執行に係る権限ならびに指揮・報告系統については、社内規定(「組織規定」、「職務分掌・権限規定」)に基づき適正かつ効率的に行うものとする。
(3)取締役会の決議にて決定される年度予算に基づき、各取締役は、それぞれの担当部門に関する部門予算の実行状況ならびに施策の実施状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
- 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役を兼務する取締役は、当該子会社の業務の適正性を確保する責任を負うものとする。
(2)子会社管理の担当部門(主に管理部門)は、社内規定(「関係会社管理規定」)に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
内部監査室は、監査役の求めまたは指示により、適宜、監査役の職務遂行の補助を行うものとする。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査部門の人事異動については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに監査役に報告するものとする。
(2)内部監査室は、監査役会に常時出席し、内部監査の結果を報告するものとする。
(3)監査役会は、定期的または不定期に取締役および幹部社員との業務ヒアリングを開催し、内部統制システムの構築状況及び運用状況について報告を求めることができる。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営方針、経営上の重要課題ならびに監査環境の整備に関する事項等について意思の疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
(2)監査役は、内部監査室と常に連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

【内部統制システムの整備の状況】

- コンプライアンス体制
内部統制システムに関する基本方針にて、各取締役がそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任者たることを明示するとともに、コンプライアンス経営の一環として、法令違反行為に対する従業員等からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- リスク管理体制
リスク管理体制を強化し適切なリスク対応を行うため、リスク管理委員会を設置しております。また、内部監査室が各部門のリスクマネジメントの検証に重点をおいた監査を実施しております。
- 情報管理体制
取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に従い適切に保存・管理しております。また、当社グループは、取引先情報や個人情報の多岐にわたる機密情報を有しており、これらの情報の取扱いについて、情報管理体制を整備し、社内規定に基づくルールの運用を徹底するとともに、従業員に対する情報管理教育や情報セキュリティ強化を推進しております。
- 子会社の業務の適正を確保するための体制
内部統制システムに関する基本方針にて、子会社の取締役を兼務する取締役が当該子会社の業務の適正性を確保する責任者たることを明示するとともに、社内規定に基づき必要な管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは、一切の関係をもたず、不当要求事案等発生の場合についても顧問弁護士と連携のうえ、毅然とした態度で対応する。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理部総務課を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応する。
ロ. 外部の専門機関との連携状況
顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。
ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
顧問弁護士を通じて、反社会勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入はしていません。

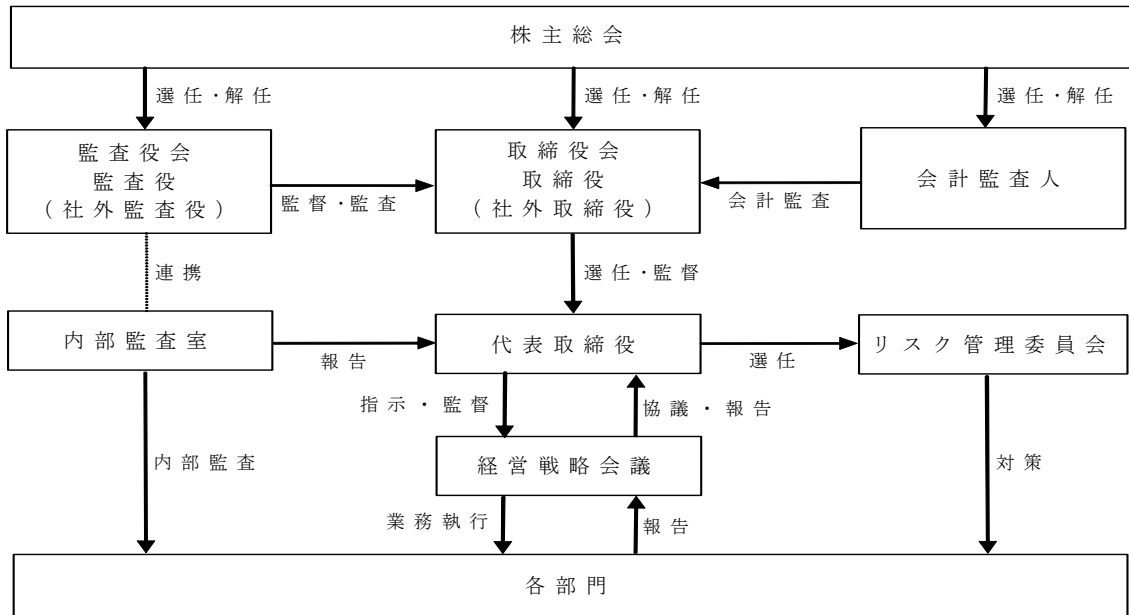
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社は、「小人数経営による迅速な意思決定」を基本方針に、合理的かつ迅速な業務執行を行うとともに、内部統制制度を充実し、かつ法令遵守を徹底して、株主利益を重視した透明性の高い経営を目指すことが重要と考えております。重要な決定事実・発生事実・決算に関する情報につきましては、適時・適切に開示できるよう以下の社内体制をとっております。

1. 重要な決定事項は、取締役会（監査役出席）において決議・決定され（決算事項の承認を含む）、情報管理責任者（取締役管理部長）が社長と協議の上、適時開示の判断を行います。また、重要な事実の発生を認識した場合は、その情報は直ちに関係部署より部門長を通じて情報管理責任者に報告され、情報管理責任者は社長に報告・協議の上、適時開示の判断を行います。
2. 情報管理責任者が開示を必要と判断した場合は、直ちにIRを担当する管理部に適時開示の準備を指示し、管理部は公表資料を作成します。公表資料については、社長及び情報管理責任者の承認をもって確定します。
3. 当該情報の開示にあたっては、TDnetへの登録を行い、登録後、速やかに東京証券取引所内の記者クラブ「兜クラブ」に同一資料を投函するとともに、自社ホームページ上にも同一資料を掲載します。
4. 公表後の広報対応は、原則として管理部が窓口となります。
5. 当該情報は、インサイダー取引防止のため、社内規定に則り徹底管理しております。
6. なお、適時開示規則等による開示義務を伴わない情報についても、投資家の判断に影響を及ぼすと判断したものについては、同様に公表しております。

<コーポレート・ガバナンス体制の模式図>



<適時開示体制の模式図>

